

～限度額適用認定証交付申請を希望する方へ～（本部組合員向け）

限度額適用認定証の**有効期限が11月30日までの方は、12月1日以降、同認定証が使えなくなります！**
12月以降も使用を希望する場合は、以下をご確認ください！



マイナ保険証を利用している。

マイナ保険証とは？

[【お知らせ】健康保険証とマイナンバーカードの
一体化について（まとめ） | 裁判所共済組合](#)

YES

限度額適用認定証は**不要**です。

※事前の手続きなく高額療養費制度における
限度額を超える支払いが免除されます。

▼参考リンク先▼

[限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担
額減額認定証](#)

NO

12月以降に
限度額適用認定証の交付申請をしてください。

★注意事項★

- 郵便事情をふまえ、年内の交付を希望する場合は、**令和7年12月17日（水）まで**に申請してください。